

29 外交的保護条文案案(第一講)

採択二〇〇四年国連国際法委員会第五六会期

第一部 一般規定

第一条(定義及び範囲)外交的保護とは、国が、他の国の國際違法行為から生じた自国民の損害に関して、その者の申立を当該国自らの権利において取り上げ、外交的行動その他平和的解決の手段に訴えることをいう。

第二条(外交的保護を行使する権利)国は、本条文に従つて外交的保護を行使する権利を有する。

第二部 国籍

第一章 一般原則

第三条(国籍国による保護)1 外交的保護を行使する権限を有するのは、国籍国である。
2 前項にかかわらず、外交的保護は、第八条に従つて、自国民ではない者に関する行使することができる。

第二章 自然人

第四条(自然人の国籍国)自然人の外交的保護については、国籍国とは、保護されることを求めていいる個人が、出生、血統、國家承継、帰化その他の國際法と抵触しないいずれかの方法で、その国籍を取得している国をいう。

第五条(国籍の継続)1 国は、損害の時点での国民であり、かつ、請求の公式提出の日においてその国民である者について、外交的保護を行使する権限を有する。
2 前項にかかわらず、国は、請求の公式提出の日に

おいてその国民であるが、損害の時点でその国民ではなかった者について外交的保護を行使することができない。ただし、その場合には、当該個人が、前の国籍を喪失し、かつ、請求の提起とは無関係な理由により国際法と抵触しない方法で当該国の国籍を取得していることを条件とする。

外交的保護は個人が前の国籍国の国民であり現在の国籍国の国民でなかった時点で被った損害については、当該前の国籍国に対して現在の国籍国により行使され得はならない。

第六条(重国籍と第三国に対する請求) 1 重国籍者はいわゆる国籍国も、自国民について、その者がそこでできる。

2 二又はそれ以上の国籍国は、重国籍者について共同で外交的保護を行使することができる。

第七条(重国籍と国籍国に対する請求) 国籍国は、重国籍者について、自らの国籍が損害の時点及び請求の公式提出の日のいずれにおいても優越的なものでない限り、その他の国籍国に対して外交的保護を行使することができない。

第八条(無国籍者及び難民) 1 国は、損害の時点及び請求の公式提出の日のいずれにおいても自國に籍を有する者について、その者が損害の時点及び請求の公式提出の日のいずれにおいても自國に籍を有する者について外交的保護を行えることができる。

2 前項の規定は、難民の国籍国との国際違法行為により生じた損害に関しては適用しない。

第九条(会社の国籍国と会社の外交的保護について) 第三章 法人

して当該船舶に損害が生じる過程で、当該船員が損害を受けた場合、国籍に関わりなくかかる船員のために救正を求める当該船舶の国籍国の権利により影響を受けない。

国籍国とは、当該会社がその国の法に基づき設立され、かつ、当該会社がその国の領域に登記上の事務所若しくはその経営の本拠を有するか又は同様の結果を有する國をいう。

第一〇条(会社の国籍の継続) 1 国は、損害の時点でその国民であり、かつ、請求の公式提起の日において、その国民である会社について、外交的保護を行ふ権限を有する。

2 前項の規定にかかるわらず、国は、損害の時点で自國であり、かつ、当該損害の結果として、自国民に従つて存在しなくなつた会社について、外交的保護を行ふ権限を有する。

第一一条(株主の保護) 会社の国籍国は、当該会社の損害の事件において、株主のために外交的保護を行ふ権限を有しない。ただし、次の場合はこの限りではない。

(a) 当該損害と無関係な理由により、会社が設立国との法従つて存在しなくなつた場合、又は

(b) 当該損害の時点で、生じた損害に責任を有すると主張される時点の国籍を会社が有しているが、当該国の法従つた設立がそこで常業するための前提条件として当該国に直接要求されていた場合。

一二条(株主に対する直接損害) 会社自身の権利と区別される株主の権利それ自身に直接損害を生じる限度において、かかる株主の国籍は、自国民について外交的保護を行ふ権限を有する。

一三条(その他の法人) 会社に関して第九条及び第一条に定める原則は、適當な場合、他の法人の外交的保護にも適用する。

第三部 国内救済手段

第四条(国内救済手段の完了) 1 国は、自国民又は

第一七条(外交的保護以外の行動又は手続) 本条文は、国際違法行為の結果として被つた損害の救正を確保するため、外交的保護以外の行動又は手続に国際法を基づいて訴える国、自然人その他の実体の権利を害するものではない。

第五条(国内救済手段の完了) 本条文は、特別の条約規定と両立しない場合(会社又は会社の株主と国との間の紛争の解決に関する規定を含む)には、両立しない限度において適用されない。

第六条(船員の保護) 船員のための権利は、当該船員の国籍国の権利は、国際違法行為の結果と

を尽したのちでなければ、国際請求を提出することができない。

第七条(国内救済手段) とは、損害に責任を有すると主張される國の通常のものであるか特別のものであるかを問わず、司法裁判所若しくは行政裁判所又は司法機関若しくは行政機関において、被害者を開かれている法的救済手段をいう。

第八条(諸請求の範疇) 國際請求又は請求に関連する宣言判決の要請が、自国民又は第八条にいう者の損害を優越的な基礎としてなされる場合は、国内救済手段が尽くされなければならない。

第九条(諸請求の範疇) 國際請求又は請求に関連する宣言判決の要請が、自国民又は第八条にいう者の損害を優越的な基礎としてなされる場合は、国内救済手段が実効的救正の合理的可能性を示すものではない場合

(b) 救済過程における不当な遅延があり、責任があると主張される國に当該遅延が帰属する場合、

(c) 被害者と責任があると主張される國との間に関連性ある結びつきがないか、若しくは事件の状況により国内救済手段の完了が不合理となる場合

(d) 責任があると主張される國が国内救済手段の完了の要件の援用を放棄した場合。

第四部 総則

第一八条(特別の条約規定) 本条文は、特別の条約規定と両立しない場合(会社又は会社の株主と国との間の紛争の解決に関する規定を含む)には、両立しない限度において適用されない。

第一九条(船員の保護) 船員のための権利は、当該船員の国籍国の権利は、国際違法行為の結果と